



大和PIパートナーズがホットランド<3196>株式の大量保有報告書を提出



ホットランド<3196>について、大和PIパートナーズが2月6日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「事業展開及び企業価値向上の支援」によるもの。

報告書によると、大和PIパートナーズのホットランド株式保有比率は、5.15%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2014年9月30日。